

8 「遊休農地9haを解消～農業委員会による地権者と担い手の利用調整～」

米野堤外地区（笠松町）

【地域の概要】（平成31年2月時点）

- 笠松町は、愛知県境を流れる木曾川に沿った県南部に位置する都市地域で、農地面積181ha（市街化区域86ha、市街化調整区域95ha）で稲作を中心とした水田経営やその他露地野菜の生産がされている。
- 町内の認定農業者数は2、担い手への農地の集積面積は約21ha（全農地の約11.6%）
- 新規参入として平成26年度に露地野菜や施設野菜を生産・加工する岐阜市の農地所有適格法人が同地区の遊休農地約4haを借り受け、リーフレタスなどを生産している。

取組開始前の状況や課題

- 平成22年頃から岐阜市のわかば農園（株）が、同地区の約9haの遊休農地の借入について、地元と交渉してきたが、一部の地権者の同意が得られず、農業委員会へ協力を要請。
- 大規模に農地の再生ができると、両者の間に入り地権者説明会を繰り返し、平成26年度に第1期工事として全体の約47%にあたる4.2haの利用権（5年）を設定した。
- 第2期工事対象地は、未相続地など所有者不明地が多く、所有者もしくは法定相続人の特定、事業着手への合意形成が大きな課題であると同時に、26年実施事業対象地の契約更新、賃借料の支払い方法、所有者が変更した場合の手続きを地権者合意の下、決めることも課題であった。

取組内容

- 第2期工事の農地所有者を確定するため、平成28年度に相続関係調査を実施。
 - ・所有者及び法定相続人を特定
- 平成29年7月から調査結果をもとに地権者説明会を計4回実施。第1期対象地で順調にリーフレタス生産を実施している実績を踏まえ、農業委員会、町から事業実施に向けた協力を求めた結果、地権者全44名からの同意を得て平成30年5月より再生作業が着手された。
- 第2期工事には第1期同様に耕作放棄地再生利用交付金（基金事業）を活用。
 - ・事業費約2,600万円の1/2を補助。



今後の展開と方向性

- 第1期対象地の利用権設定（使用貸借）が平成31年4月末で満了するため、平成31年2月に地権者説明会を開催し、5年間の利用権設定（賃借）及び覚書の更新、賃借料の支払い方法を地権者合意の下、決定したため各種書類の締結を実施。
- 相続による所有者変更については、変更届出書の提出により対応するなど、現在の事業が継続的に展開できるように、地権者と事業者の関係調整を図っていく。

